


所管部課	市民部課税課	部長	関田守男			
件名	東大和市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について					
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>平成27年度税制改正による地方税法の改正に伴い、東大和市税条例等の一部を改正する。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>① 原動機付自転車等に係る軽自動車税率の引き上げ時期を1年間延長し、平成28年度からとする。</p> <p>② 固定資産税等（土地）の負担調整措置について、現行の仕組みを3年延長</p> <p>(2) 施行日 ①は、公布日 ②は、平成27年4月 1日</p> <p>(3) 影響及び効果 平成27年度以降の市税収入に影響を生ずる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成27年3月3/日 文書課審査済</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>地方自治法第179条第3項に基づき、次の議会において専決処分の報告をしたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。